

①収入

国

- ・**補助金** 法第48条 政府は、予算の範囲内において、会議に対し、その業務の財源に充てるため、必要と認める金額を補助することができる。

自己資金
(例)

- ・**会費**
- ・**寄附金／協賛金**
- ・**調査委託・審議委託等の受託収入**
- ・**シンポジウム・講演会等の参加費徴収**
- ・**出版・コンテンツ販売**

- ・**積立金**
- ・**内閣総理大臣の承認**
を受けて一定額を特定の使途に充当

②予算の作成

- ・年度計画により予算の執行方針を作成（前年度末まで）

③予算の執行→決算（財務諸表）の作成

- ・毎事業年度終了後、財務諸表等を作成し、総会の決議を経て6月末までに内閣総理大臣の承認（法第45条）

④利益及び損失の処理

- ・損益計算において利益を生じたときは、前年度からの繰越損失を補填し、なお残余がある場合は、積立金として整理。残余については、内閣総理大臣の承認を受けて特定の使途に一定額を充てることが可能。（法第46条）

※中期的な活動計画に係る期間の終了時は、内閣総理大臣の承認を受けた金額を次期中期的な活動計画に係る期間における業務に充てることができる。なお残余がある場合は、積立金を国庫納付。（法第47条）

※※補助金については、損益計算に際して、補助事業の実績報告を踏まえて、補助額が決定された後、補助額を超えて交付された金額は国へ返還するため、補助金の残余は「利益」とならない。

<令和7年度予算の内訳>

日本学術会議（12.01億円）

1. 会員活動費：6.04億円【約50.3%】

①手当・旅費 3.43億円 【28.5%】

- | | |
|-----------------|--------|
| ・会員手当 | 1.41億円 |
| ・委員手当（連携会員） | 1.04億円 |
| ・委員等旅費（会員／連携会員） | 0.98億円 |

②国際活動・その他 2.61億円 【21.8%】

- | | |
|----------------------------------|--------|
| ・国際分担金 | 1.58億円 |
| ・国際学術会議庁費 | 0.47億円 |
| (共同主催国際会議にかかる会場借料、持続化会議運営外注経費など) | |
| ・外国人招へい旅費 | 0.15億円 |
| (国際会議等の外国人有識者の招へい旅費) | |
| ・諸謝金 | 0.24億円 |
| (外部有識者への謝礼、地方学術会議開催外注経費など) | |
| ・庁費 | 0.08億円 |
| (会議やシンポジウムにかかるポスターの印刷代など) | |
| ・職員旅費 | 0.09億円 |
| (会議開催等に付随する事務局職員の旅費) | |

2. 事務局運営費：5.97億円【約49.7%】

③事務局運営費（人件費） 5.10億円 【42.5%】

- | | |
|---------|--------|
| ・職員等人件費 | 4.91億円 |
| ・学術調査員 | 0.19億円 |

④事務局運営費（物件費） 0.86億円 【7.2%】

- | | |
|--------------|--------|
| ・庁舎維持管理、事務費等 | 0.86億円 |
|--------------|--------|

*四捨五入により合計が符合しない場合がある。